

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 58,594千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）
が充てられる社会保障施策に要する経費 687,982千円

(単位：千円)

事業区分名		令和5年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	406,717	26,810	379,907	173,607		73	206,227	17,578
	老人費	316,130	71	316,059	25,441		15,808	274,810	23,438
	児童福祉費	243,630	25,007	218,623	149,685		113	68,825	5,859
保健衛生	保健衛生費	242,477	46,429	196,048	53,676		4,252	138,120	11,719
合計		1,208,954	98,317	1,110,637	402,409	0	20,246	687,982	58,594

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は一般財源の比率に応じて按分